

財務省告示第二百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年五月十五日に発行した割引短期国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 「振替法」という。）の規定の適用を受け、その振替

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

五 募入決定の であつて、財務大臣が各国債市

五 募入決定の 場特別参加者ごとに応募限度額

五 募入決定の 価格競争入札発行（以下「非

五 募入決定の 価格競争 国債市場特別参加者・第

五 募入決定の 価格競争 以下

五 募入決定の 価格競争 価格競争

各申込みのうち応募額の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

